平成２２年（フ）第１７０６号
さいたま市北区土呂町１丁目63番地16　グランハイム飛鳥Ａ棟103、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字彦兵衛７番地293
債務者　藤村　あさ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
埼玉県春日部市内牧4142番地181、旧住所埼玉県志木市上宗岡４丁目１番19号　細田コーポ102号
債務者　村松　能長
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
埼玉県草加市弁天２丁目25番29号　Ｍ＆Ｋハイツ202号、旧住所埼玉県越谷市千間台西１丁目69番６　Ｆ．Ｉ．Ｓ．越谷
債務者　西野　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
埼玉県春日部市本田町２丁目302番地グランハイム榎本205号
債務者　前田　彰寛
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地57向山工場社宅201号佐藤方、住民票上の住所埼玉県越谷市大字弥十郎723番地５
債務者　石原すみ江
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
埼玉県入間郡毛呂山町大字川角94番地８　川角マンションＡ棟103号、破産申立時の住所埼玉県吉川市吉川団地５番６号305
債務者　小林　幸恵（旧姓喜久里）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目14番45号
債務者　根岸太華志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1567番地13
債務者　松田　千恵
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３号
千葉県香取市高萩１番地10
債務者　小島　喜代
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第４４７号
静岡県駿東郡長泉町下土狩180番地の４　鈴木ハイツ102号
債務者　田中なおみ
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２３号
東京都中央区日本橋浜町２丁目25番４号、申立時の住所大阪市天王寺区上本町２丁目１番28―801号
債務者　西村　洋次
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９４号
大阪市北区西天満３丁目13番29―203号
債務者　豊吉　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５４４号
大阪府枚方市新之栄町17―11ほーむ21新之栄202号室、申立時の住所大阪府枚方市釈尊寺町10―10レオパレス隼205号室
債務者　西村　寿史
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３６号
大阪府茨木市沢良宜東町11番Ａ―101号
債務者　舩津みさき
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５５号
大阪府箕面市彩都粟生南１丁目２番１号
債務者　片山　公太
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５３号
大阪府豊中市二葉町１丁目11番18号
債務者　籠谷千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８２号
大阪市福島区海老江５丁目７番６―201号
債務者　洲崎　聡子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで大阪地方裁判所第６民事部